

地方自治法に基づく意見書の例

	提出年	議会	意見の概要
1	平成22年	和歌山県議会	日本国民の共有の資産である国土保全の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むこと。
2		奈良県議会	日本国民の安全保障や国土保全の観点から、日本国民の共有の資産である土地に関して、外国資本等による土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むこと。
3		熊本県議会	日本国民の共有の資産である国土保全及び安全保障の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むこと。
4		鳥取県議会	国民共有の資産である国土保全の観点から、外国人土地法を活用して政令を制定するなど、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法令を早期に整備すること。
5	平成23年	和歌山県田辺市議会	国民の共有の財産である水資源や国土保全の観点から、外国資本による森林売買の規制をはじめ、適切な管理体制の構築を図るための法整備を早急に行うこと。
6		兵庫県養父市議会	日本国民の共有の資産である国土保全の観点から、個人の財産権や海外からの投資に伴う経済活動にも配慮しつつ、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備を早急に検討すること。
7	平成24年	東京都議会	国土保全及び安全保障の観点から、外国資本等による森林等の土地の売買や開発行為を規制し適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図ること。
8		徳島県那賀町議会	外国資本による土地買収を制限する法整備を早急に行うこと。
9		宮城県議会	国土保全及び安全保障の観点から、外国資本等による森林等の土地の売買や開発行為を規制し、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図ること。
10		新潟県議会	使用目的が分からない外国資本による土地購入取引やダミー起業を使って実態を隠すような取引、あるいは我が国との互惠主義に基づかない取引等については、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であることから、取引制限など抜本的な対策に早急に取り組むこと。
11	平成30年	福岡県議会	外国人や外国資本による土地の取得及び利用を制限するため、GATS加盟国との協議を進め、憲法に抵触しない必要な法整備に早急に取り組むこと。
12	平成31年	兵庫県議会	外国人及び外国資本による我が国の安全保障上重要な土地の取得及び利用を制限するため、協定加盟国と協議を進め、法整備に早急に取り組むこと。
13	令和2年	石川県野々市市議会	国土保全及び安全保障上の観点から、外国資本等による土地の売買や開発行為を規制し、管理体制を構築するための法整備を早期に図ること。
14		北海道東北地方知事会	住民の安全・安心な暮らしを確保するため、国は安全保障の視点で「重要な国土区域」を定め、安全保障上重要な施設周辺など、土地取得・利用の規制に係る関係法令の整備を行うこと。
15		静岡県浜松市議会	我が国の安全保障と大切な資産である国土を保全する観点から、外国資本による土地の取引に関する規制や、土地の管理体制を構築するための法整備を早急に図ること。
16	令和3年	長野県議会	我が国の基盤である国土を守り、次世代に引き継ぐため、森林、水源地、農地等を含め、国民の安全・安心な生活に関わる土地について、所有者や利用目的等の実態を把握するための体制を早急に整備するとともに、国益を損なう不適切な土地利用を防ぐための対策を講ずるなど、国土保全の取組の更なる推進を図ること。

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることとなっている。一方、他のアジア諸国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にある。

近年、北海道をはじめ、他県においても、スキー場、ゴルフ場、温泉施設などへ外国資本が進出しており、このような投資や売買による土地所有が無制限に拡大するようなことになれば、日本国民の安全保障や国土保全の視点から国家基盤を揺るがす問題に発展しかねないと危惧する。

よって、国においては、日本国民の共有の資産である国土保全の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

和歌山県議会議長 谷 洋一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国家戦略担当大臣

意見書第17号

意見書第17号

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることとなっている。一方、他のアジア諸国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にある。

近年、ゴルフ場、スキー場、温泉施設などへ外国資本が進出しており、このような投資による土地所有が無制限に拡大するようなことになれば、日本国民の安全保障や国土保全の観点から国家基盤を揺るがす問題に発展しかねないとの危惧がある。

特に、我が国にとって国土の7割を占める森林は成熟期を迎え、木材資源、水源の確保、二酸化炭素の排出量取引に利用できる有益な資源となっているが、国内林業が長期に停滞する中、安価で取引されており、これらの所有権が外国資本を含む様々な主体に買収されれば、森林の適切な管理が一層困難となり、良好な環境づくりに影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、日本国民の安全保障や国土保全の観点から、日本国民の共有の資産である土地に関して、外国資本等による土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

奈良県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

国家戦略担当大臣

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることとなっている。一方、他のアジア諸国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にある。

近年、スキー場、ゴルフ場、温泉施設などへ外国資本が進出しており、このような投資による土地所有が無制限に拡大するようなことになれば、日本国民の安全保障や国土保全の観点から国家基盤を揺るがす問題に発展しかねないとの危惧がある。

外国人の土地取得の制限については、大正14年に制定された外国人土地法において、国防上重要な地区などで土地取得を制限できるとしているが、具体的な地区を指定した政令は終戦直後に廃止され、同法は実効性を失っている状況にある。外国人らの土地取引を巡っては、長崎・対馬で自衛隊施設に隣接するホテルを韓国資本が購入したことなどを受け、安全保障上の問題も指摘されている。

加えて、今後、河川の上流域などの水源地域において、地域の合意がないまま森林売買が増加していけば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、日本国民の共有の資産である国土保全及び安全保障の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
内閣官房長官	仙谷由人様
農林水産大臣	鹿野道彦様
国土交通大臣	馬淵澄夫様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様

議員提出議案第5号

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月17日

初田 勲	横山 隆義
興治 英夫	森岡 俊夫
内田 博長	藤縄 喜和
伊藤 保	上村 忠史
伊藤 美都夫	石村 祐輔

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

外国人や外国法人の土地所有については、アジア諸国では、一部の国を除き、地域限定や事前許可制などの制限を課している。

一方、我が国においては、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることとなっており、外国人や外国法人の土地利用の制限に関しては、外国人土地法が1925年(大正14年)に制定されているが、これまで同法第1条に基づく政令は制定されたことがなく、また、第4条に基づく政令も、政令策定時に具体的な制限区域の判断基準や要件を定めたり、既を買収された土地に係る財産権の問題解決を伴うことから、1945年(昭和20年)に廃止された後は制定されていない。

しかしながら、近年、北海道を始め全国各地において、外国資本がスキー場、ゴルフ場、温泉施設などに加え、世界の水需給のひっ迫を背景に森林や水源地の買収を進めており、今後、何の規制もないままに外国資本による土地所有が無制限に拡大していけば、森林の適切な管理や水資源の保全に大きな影響を及ぼし、日本の国益を損なうことが危惧される。

よって、国におかれては、国民共有の資産である国土保全の観点から、外国人土地法を活用して政令を制定するなど、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法令を早期に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

鳥取県議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣 様
国土交通大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

Copyright(C) 2006～ 鳥取県(Tottori Prefectural Government) All Rights Reserved. 法人番号 7000020310000

外国資本による森林売買等に関する法整備を求める意見書

外国資本による土地所有については、アジア諸国では一部の国を除き地域を限定したり、事前許可制とするなど何らかの制限を課している。

一方、我が国においては、重要な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることとなっている。

こうした中、林野庁が昨年12月9日、外国資本による森林買収の全国調査結果を初めて公表したが、それによると、2006年から2009年までの4年間に、国土利用計画法に基づく届け出が必要な1ヘクタール以上の土地の取得だけでも、北海道で29件、神戸市で1件の計30件、計574ヘクタールの森林が外国資本により買収されたことが明らかとなった。

本市においては、森林面積が全体の約9割を占め、日本一降雨量の多い大台ヶ原が上流に控え、日高川・熊野川・富田川・日置川の4水系を抱える中で、市民の安心、安全の観点からしても昨今の外国資本による土地所有については、大きな不安を覚えずにはいられないのが実情である。

森林は、生命の源でもある水を蓄え、国土保全などの多面的な役割を果たしており、また、古くから我が国の歴史や文化を創造してきたかけがえのない財産でもあり、今後、河川の上流域等の水源地域において、何の規制もないままに外国資本による森林売買が増加すれば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに多大な影響を及ぼすことが容易に危惧される。

よって、国においては、国民の共通の財産である水資源や国土保全の観点から、外国資本による森林売買の規制をはじめ、適切な管理体制の構築を図るための法整備を早急に行うよう、ここに強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

[都議会の紹介](#)[議員の紹介](#)[会議の結果と記録](#)[傍聴・見学](#)[調査・友好交流など](#)[トップ](#) > [会議の結果と記録](#) > [提出議案と議決結果](#) > [平成24年第1回定例会](#)

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

近年、全国各地において、外国資本等により、リゾート地や温泉施設、水源地域の森林等、土地の買収が進んでいる。今後も、世界の水需給のひっ迫、森林の二酸化炭素吸収能力に係る価値の上昇などから、外国資本等による我が国の森林等の買収は、一層拡大することが予想される。

諸外国では、外国人や外国法人による自国内の土地所有について、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している例があるが、我が国においては、大正14年に制定された外国人土地法が実効性を失っている状況の下、農地を除き、何ら制限がないのが現状である。

このまま外国資本等による土地所有が無制限に拡大していけば、無秩序な伐採による景観破壊、水源地域の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇など、良好な自然環境の維持や森林の適切な管理、水資源の保全に重大な影響を及ぼし、国益を損なうことが懸念される。

また、自衛隊施設の隣接地が買収される事例もあり、安全保障上の観点からの問題も指摘されている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、国土保全及び安全保障の観点から、外国資本等による森林等の土地の売買や開発行為を規制し適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月29日

東京都議会議長 中村明彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 宛て

[サイトのご利用について](#) [サイトポリシー](#) [アクセシビリティ方針](#) [個人情報保護方針](#) [お問い合わせ](#) [リンク集](#)

東京都議会議会局管理部広報課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話03-5320-7126 Fax03-5388-1779

Copyright © Tokyo Metropolitan Assembly All Rights Reserved.

外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書

現在、我が国では、外国資本により、水源に関わる森林や離島をはじめ、安全保障にも関係する土地などの買収が自由に行われております。

これは、国民生活を守る上でも、自治体の行政上にも不都合や支障を生じかねません。

多くの国では、国民生活を守る観点から、外国資本による土地買収には、届け出や許可などを必要とする法律が制定されています。

我が国は、大正14年に制定された『外国人土地法』がありますが、形骸化しています。

よって、本議会は、政府、国会、法務省、外務省に対し、外国資本による土地買収を制限する法整備を早急に行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

徳島県那賀町議会議長 大澤 夫左二

提出先

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様
内閣総理大臣	野田佳彦	様
法務大臣	滝 実	様
外務大臣	玄葉光一郎	様
国土交通大臣	羽田 雄一郎	様

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

近年、全国各地において、外国資本等により、リゾート地や温泉施設、水源地域の森林等、土地の買収が進んでいる。世界的な水需給の逼迫や、二酸化炭素の排出問題などにより、森林の有する価値は上昇していることから、外国資本等による我が国の森林等の買収は、一層拡大することが予測される。

我が国においては、大正14年に制定された外国人土地法が実効性を失っている状況のもと、外国資本等による土地所有について、農地を除き、何ら制限がないのが現状である。

このまま外国資本等による土地所有が無制限に拡大していけば、無秩序な伐採による景観破壊、水源地域の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇など、良好な自然環境の維持や森林の適切な管理、水資源の保全に重大な影響を及ぼし、国益を損なうことが懸念される。

よって、国においては、国土保全及び安全保障の観点から、外国資本等による森林等の土地の売買や開発行為を規制し、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう、強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

宮城県議会議長 中村 功

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [県政情報](#) > [議会](#) > [新潟県議会](#) > [県議会の動き](#) > [定例会等の情報](#) > 平成24年6月定例会（第12号発議案）

平成24年6月定例会（第12号発議案）

ページ番号：0002844 更新日：2019年1月17日更新

平成24年6月定例会で上程された発議案

外国人による土地取得に関する意見書

第12号発議案

外国人による土地取得に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月13日

提出者

佐藤 莞爾、佐藤 卓之、佐藤 純
桜井 甚一、斎藤 隆景、尾身 孝昭
柄沢 正三

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 村松 二郎 様

外国人による土地取得に関する意見書

中国などの外国資本が在日米軍基地や自衛隊基地周辺の不動産所有を進めていることは、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であり、取引制限などの抜本的な対策等の取組が強く求められている。

使用目的などがよく分からないケースや、外資がダミー企業を使って実態を隠すような取引も指摘されており、経済活動は原則として自由であるが、我が国の安全保障を担う施設が外国勢力に取り囲まれて、その活動がすべて筒抜けとなる恐れがあることや、緊急時の対処において支障が生じることにも危惧される。

外国資本による水源地の森林に係る土地買収問題に関しては、昨年4月に森林のすべての所有権移転に際し、事後の届出を義務付ける法改正が行われたが、取引自体に歯止めをかける許可制とはなっていない。

森林だけではなく、国防施設や国境付近の離島、海岸などにも警戒が必要であり、国有地のネッ

トオークションや外国政府への広大な国有地の売却など無警戒な取扱いも見直さなければならぬ。

米国においては、包括通商法により大統領に対し国の安全保障を脅かすと判断される場合には、事後であっても土地取引を無効にできる権限を与えていることから、我が国も現行制度の欠陥を直視し、早急に国益を守るための法整備に着手するべきである。

よって国会並びに政府におかれては、使用目的が分からない外国資本による土地購入取引やダミー企業を使って実態を隠すような取引、あるいは我が国との互惠主義に基づかない取引等については、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であることから、取引制限など抜本的な対策に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松 二郎

衆議院議長 横路 孝弘 様
参議院議長 平田 健二 様
内閣総理大臣 野田 佳彦 様
外務大臣 玄葉 光一郎 様
農林水産大臣 郡司 彰 様
国土交通大臣 羽田 雄一郎 様

[平成24年6月定例会意見書一覧へ](#)

[平成24年6月定例会・議会情報項目一覧へ](#)

[新潟県議会トップページへ](#)

このページに関するお問い合わせ

[議会事務局](#) [議事調査課](#)

広報係

〒 950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

Tel : 025-280-5527 Fax : 025-285-0773 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

[トップページ](#) > [本会議の情報](#) > [平成30年6月定例会](#) > 外国人等による土地の取得及び利用を制限する法の早急なる整備を求める意見書

外国人等による土地の取得及び利用を制限する法の早急なる整備を求める意見書

[通常ページへ戻る](#)

北海道では、外国人や外国資本により貴重な水源地でもある山林やキャンプ場の買収が進んでいる。
また、長崎県内では、海上自衛隊施設の周辺土地までもが外国資本によって買収されるという状況に陥っている。

今後も外国人や外国資本による土地の取得、とりわけ水源地や自衛隊基地等の周辺土地について買収等が進むようなことがあれば、わが国の安全保障を脅かし、国防上の重大な問題にも発展しかねない。

わが国には、もともと外国人土地法という外国人や外国法人による日本の土地に関する権利の取得を制限することができる法律があるが、運用するには憲法上の問題が生じる可能性があると考え、有名無実な法律となっている。

加えて、わが国は、外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定(以下「GATS」という。)」に加盟し、内外差別的な立法を行うことが原則認められていない。

しかしながら、GATS加盟国においても、外国人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で制限することができている国も存在する。

よって、国におかれては、外国人や外国資本による土地の取得及び利用を制限するため、GATS加盟国との協議を進め、憲法に抵触しない必要な法整備に早急に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月25日

福岡県議会議長 井上順吾

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
法務大臣 上川陽子 殿
外務大臣 河野太郎 殿

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

更新日：2019年6月7日

意見書 第120号

外国人等による我が国の安全保障上重要な土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書

北海道や長崎県対馬において、外国人や外国資本による土地の取得及び利用が進行している。

我が国は、世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定（以下、「GATS」という。）」への批准加盟時に外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保しなかったため、内外差別的な立法を行うことが原則認められていない。

しかしながら、GATS加盟国においても、外国人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で制限することができている国も存在する。

本県においても、伊丹駐屯地をはじめ、自衛隊の施設を有しており、今後、自衛隊基地、米軍基地等の周辺において外国人や外国資本による土地の取得が進めば、我が国の安全保障を脅かしかねない重大な問題に発展する可能性がある。国もこうした点を認識し、国家安全保障戦略に基づき約650の自衛隊基地及び米軍基地周辺の土地について調査を進めているところである。

よって、国におかれては、外国人及び外国資本による我が国の安全保障上重要な土地の取得及び利用を制限するため、協定加盟国と協議を進め、法整備に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

法務大臣

外務大臣

様

国土交通大臣

防衛大臣

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣

(沖縄及び北方対策)

兵庫県議会議長 松本隆弘

お問い合わせ

部署名：兵庫県議会事務局 調査課

電話：078-362-9404

FAX：078-362-9031

Eメール：Gikaitosho@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県議会

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711（県庁代表）

議会事務局

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることになっている。一方、アジアの諸外国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にある。

近年、北海道をはじめ他県においても、スキー場・ゴルフ場・温泉施設などへの外国資本が進出しており、何の規制もないまま、このような投資による土地所有が無制限に拡大するようなことになれば、日本国民の安全保障や国土保全の視点から、国家基盤を揺るがす問題に発展すると危惧されている。

外国人の土地取得の制限については、大正14年に制定された外国人土地法において、国防上重要な地区などで土地取得を制限できるとしているが、具体的な地区を指定した政令は終戦直後に廃止され、同法は実効性を失っている状況にあり、長崎・対馬で自衛隊施設に隣接するホテルを韓国資本が購入したことなどを受け、やはり安全保障上の問題が指摘されている。

加えて、今後、河川の上流域などの水源地域において、地域の合意がないまま森林売買が増加していけば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに大きな影響を及ぼすことで国益を損なうことが懸念される。

よって、国におかれては、国土保全及び安全保障上の観点から、外国資本等による土地の売買や開発行為を規制し、管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(令和2年9月25日 可決)

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
法務大臣 殿
外務大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿
内閣官房長官 殿

あて

石川県野々市市議会

「北海道東北地方知事会の提言等について」（令和2年8月）

10.外国資本等による土地取得問題への対応について

安全保障上重要な国管理施設である空港や自衛隊、海上保安本部等の安全確保については、必要な措置がとられているが、その周辺区域における土地の取得については、特に制限が設けられていないのが現状です。

近年、外国人や外国資本による森林などの土地取得が進んでいますが、現行制度上、外国資本等による土地の取得等を制限する法令はなく、自衛隊など危機管理上重要な施設周辺の土地についても取引が行われている状況にあります。

このことから、土地取引の国際化に伴い、今後、安全保障や施設の安全が損なわれる恐れが懸念されることから、安全保障上重要な施設周辺等の土地の取得・利用の規制について、早急な対策が必要です。

こうした状況を踏まえ、次のとおり提言します。

（１） 住民の安全・安心な暮らしを確保するため、国は安全保障の視点で「重要な国土区域」を定め、安全保障上重要な施設周辺など、土地取得・利用の規制に係る関係法令の整備を行うこと。

外国資本による土地売買の規制に関する法整備を求める意見書

我が国の大切な資産である土地の売買に関して、外国人や外国法人が何の制限もなく日本人と同様に土地を所有できることとなっている。近隣のアジア諸国では、地域を限定したり事前許可制としたりするなどの制限を課している国もある。

令和2年5月に林野庁が出した報道発表資料「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」によると、国内各地で外国資本等による土地取得の事例が数多く確認され、その利用目的が不明・未定でも売買されている状況であることが示されている。さらに、森林法で守られているはずの森林が宮城県をはじめとして三重県、北海道に続き静岡県でも自治体に無届けで伐採されており、そのような中、伐採後に土砂災害が起こった箇所もあると報道されている。

本市は、全国2位の面積を有し、自然豊かな森林は木材・水資源の確保、土砂災害の防止にも有効な資源となっている。また、航空自衛隊浜松基地周辺に外国人または外国資本が所有する土地はどのくらいあるのか、また、所有の目的についても把握できていない状態である。

我が国では、1925年に公布された外国人土地法が、外国人に対する土地の所有の規制に関する法律として存在するが、戦後一度もこの法律に基づく土地の指定や売買の規制が行われたことはない。また、同法が相互主義を採用しているなど、今日における国際的な経済活動の実情には適さない状況となっている。

よって、国においては我が国の安全保障と大切な資産である国土を保全する観点から、外国資本による土地の取引に関する規制や、土地の管理体制を構築するための法整備を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・農林水産大臣・国土交通大臣

国土保全の取組の更なる推進を求める意見書

令和3年(2021年)3月4日

領土問題担当大臣

小此木 八 郎 様

長野県議会議長

小 池 清



地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、全国各地で外国法人及び外国人（以下「外国資本等」という。）と考
えられる者による、目的が明らかでない土地取得が確認されており、地域住民
をはじめ、国民の間に不安が広がっている。

現行の法制度では、外国資本等の土地取得に関する制限はなく、また、登記
情報による土地所有者の国籍等の把握も困難であることなどから、国は、離島
や防衛施設周辺等の安全保障上重要な土地について、実態調査や利用規制を行
うための法案提出に向け準備を進めているところである。

こうした国の取組は評価すべきものであるが、外国資本等と考えられる者
による土地取得は、自衛隊施設周辺のほか、森林、水源地、農地等でも行われて
おり、不適切な利用がされれば、安全保障のみならず国民生活への悪影響は計
り知れない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の基盤である国土を守
り、次世代に引き継ぐため、森林、水源地、農地等を含め、国民の安全・安心
な生活に関わる土地について、所有者や利用目的等の実態を把握するための体
制を早急に整備するとともに、国益を損なう不適切な土地利用を防ぐための対
策を講ずるなど、国土保全の取組の更なる推進を図るよう強く要請する。